

一般社団法人日本フロアボール連盟

アンチ・ドーピング規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

(適用対象者)

第2条 本連盟での適用対象者は、次のものをいう。

- ①本連盟及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
- ②競技者
- ③サポートスタッフ
- ④本連盟の権限下にあるその他の人
- ⑤加盟団体(その下部組織を含む)

(JADAとの連携・協力)

第3条 日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)、世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)、国際基準(以下、「国際基準」という。)に基づく義務を履行する責任を負う。

(日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力)

第4条 日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構(以下、「J-Fairness」という。)の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

(本連盟の役割と責務)

第5条 本連盟は、日本規程第22条に定める役割と責務を負う。

(日本規程(抜粋)20211207)

第22条 国内競技連盟の追加的な役割と責務(1～22)

22.1 日本のすべての国内競技連盟及びその加盟組織は世界規程、国際基準及び本規程を遵守するものとする。日本のすべての国内競技連盟及び他の加盟組織は、本規程の序論(「本規程の適用範囲」の項)において特定されたとおり、そのアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人に関して直接、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラムを実施し、本規程を執行する上でのJADAの権限及び責任を承認するために必要な規定を、その方針、規則及びプログラムの中にも含めるものとする

22.3 日本の各国内競技連盟は、日本国政府及び／又はJSC、JOC、JPC から金銭的及び／又は他の支援を受けるための条件として、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラム及び本規程の精神及び条件を受諾し、これらに従うものとする。

[補足] JSC: JAPAN SPORT COUNCIL 日本スポーツ振興センター

JOC: Japanese Olympic Committee 公益財団法人日本オリンピック委員会

JPC: Japanese Paralympic Committee 日本パラリンピック委員会

2. 本連盟は、加盟する国際競技連盟から世界規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。〈ご参照、別添『世界規程20.3項』〉
3. 本連盟は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

(競技者の役割と責務)

第6条 競技者は、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

(日本規程(抜粋)20211207)

第24条 競技者の追加的な役割と責務

- 24.1 本規程を理解し、遵守すること。
- 24.2 いつでも検体採取におうじること。
- 24.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。
- 24.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程の違反に該当しないようにすること。
- 24.5 自身が過去10年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定をJADA及び自己の国際競技連盟に開示すること。
- 24.6 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力すること。
- 24.7 JSDA若しくは国内競技連盟、又は競技者に対し権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が要請した場合には、自己のサポートスタッフの身元を開示すること。

(サポートスタッフの役割と責務)

第7条 サポートスタッフは、日本規程25条に定める役割と責務を負う。

(日本規程(抜粋)20211207)

第25条 サポートスタッフの追加的な役割と責務

- 25.1 本規程を理解し、遵守すること。
- 25.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 25.3 ドーピングを行わない態度を醸成するために、競技者の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。
- 25.4 サポートスタッフが過去10年間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定をJADA及び自己の国際競技連盟に開示すること。
- 25.5 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力すること。
- 25.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し又は保有しないものとする。

(結果管理手続、決定の効力)

第8条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟(その加盟組織および下部組織を含む)を拘束する。

(活動評価)

- 第9条 本連盟は、JADAが行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。
2. 本連盟は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

(不服申立て)

- 第10条 日本規程第12条に基づいてJADAが本連盟に課す制裁処分については、同規程第13.2.3.5項に定める通り本連盟は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

(日本規程(抜粋)20211207)

第12条 他のスポーツ関係団体に対するJADAの制裁措置

JADA が、日本の国内競技連盟又は自己が権限を有する他のスポーツ関係団体が当該組織又は団体の能力範囲内で本規程を遵守し、実施し、支持し、執行しなかったことを知ったときには、JADA は、JOC 又は国際競技連盟に対し、次の追加的な規律処分を講じることを要請することを選択することができ、又は自己が権限を有する場合には、自己が次の追加的な規律処分を講じることができる。

12.2 以下の事項に従い、当該組織又は団体の承認、そのメンバーによるJADAの活動への参加資格、並びに罰金に関して、追加的な規律処分を講じること。

・・・省略 12.2.1～12.2.4・・・

12.3 当該組織又は団体に対する融資その他金銭的及び非金銭的支援を保留すること。

12.4 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が行ったアンチ・ドーピング規則違反に関する費用の一切(分析機関の費用、聴聞費用及び旅費を含むが、これらに限られない。)について、当該組織又は団体に対し、JADAに対する償還を義務付けること。

13.2.3.5 第12条に従って下された決定に対する不服申し立て

関連する国内競技連盟は、第12条に従って下されたJADAの決定に対し、日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てを行うことができ、関連する国内競技連盟及び/又はJADAは、日本スポーツ仲裁機構の決定に対し、CASに不服申し立てを行うことができる。

[補足] CAS: Court of Arbitration for Sport スポーツ仲裁裁判所

(他の署名当事者等の決定の拘束力)

- 第11条 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の行った決定は、JADA及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

(解釈)

- 第12条 本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

(変更)

- 第13条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、2022年5月19日から施行する。